

各高齢者福祉施設等管理者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合の対応について

平素は、高齢者福祉行政の円滑な推進にご協力を賜りありがとうございます。

濃厚接触者の自宅待機期間については、最終暴露日（陽性者との接触等）から10日間としているところですが、本県では、オミクロン株患者の感染急拡大が生じていることから、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者（以下「社会機能維持者」という。）に該当する場合に限り、濃厚接触者であっても、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。待機の解除に当たっては、社会的機能維持者の所属する事業者において、下記のとおり検査等を行ってください。

なお、本件に係る照会については、別添の「照会様式」に照会事項等を記入のうえ、メールにより当課までご提出いただきますようお願いいたします。特に、保健所への問い合わせは保健所業務のひっ迫に繋がることから、お控えいただきますようご理解をお願いいたします。

また、お寄せいただいた照会と回答については、県ホームページでQ&Aとして随時更新させていただきます。

滋賀県ホームページ：「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合の対応について」
URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/323122.html>

記

【地域における社会機能の維持のために必要な場合の対応】

- 1 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合であって、かつ無症状であり、核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。
- 2 検査は事業者の費用負担（自費検査）により事業者において行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終暴露日（陽性者との接触等）から6日目（最終暴露日を0日目として数えます）、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目にそれぞれ行うこと。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月14日一部改正）別添「確認書」の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。
※自費検査可能な検査機関は別添のとおり。（厚生労働省HPに掲載）
- 3 いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断

により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。

- 4 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。
- 5 濃厚接触者が社会的機能維持者に該当するかどうかは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考に濃厚接触者が所属する事業者において判断すること。
- 6 事業者が検査の結果が陰性であったことを確認したことをもって待機解除とし、保健所等への連絡は不要とする。

【参考】

- I 「新型コロナウイルス感染症の急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（令和4年1月14日一部改正）別添「確認書」〔抜粋〕
 - ①検査管理者が研修を受講していること確認して、リスト化しています。
 - ※研修については、厚生労働省のHPで公開される以下のWEB教材の関連部分を学習します。
 - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査ガイドライン
 - ・理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
 - ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査のみ使用します。
 - ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
 - ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
 - ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。
- II 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月7日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）〔抜粋〕

（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

 - 2 支援が必要な方々の保護の継続
 - ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
 - ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護施設指導係 狩谷
TEL:077-528-3523 / FAX:077-528-4851
e-mail:kaigo@pref.shiga.lg.jp